

入札説明書 新旧対照表

頁	第	1	(1)	1)	①	a	項目等	修正前	修正後
7	2	10					事業者の収入	本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、新学校給食センターの引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う(ただし、既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去業務並びに関小学校及び栄小学校の配膳室の増築業務のサービスの対価については、当該業務終了後に定期的に支払う。)。サービスの対価は、設計及び建設等業務の対価、維持管理業務及び運營業務の対価からなる。	本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、新学校給食センター並びに関小学校及び栄小学校の配膳室の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う(ただし、既存学校給食センターの解体・撤去業務のサービスの対価については、当該業務完了後に定期的に支払う。)。サービスの対価は、設計及び建設等業務の対価、維持管理業務及び運營業務の対価からなる。
17	7	4			③		資金計画・事業収支計画に関する条件	—	ただし、太陽光発電システムの発電能力(容量)が20kWを超える提案については、容量が20kWを超え30kW以下の場合、894,000円/kWに、容量が30kWを超え40kW以下の場合、836,000円/kWに、容量が40kWを超え50kW以下の場合、805,000円/kWに、容量が50kWを超え100kW以下の場合、776,000円/kWに、容量が100kWを超える場合、737,000円/kWに読み替えるものとする。(例:容量が50kWの場合、 $E=341,272,000円+(805,000円/kW \times 50kW)=381,522,000円$)